

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和5年度未指定・未登録文化財（建造物）調査及び評価検討業務
発 注 課	札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会（事務局：市民文化局文化部文化財課）
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人 歴史的地域資産研究機構
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、文化財を有効に活用しながら良好な状態で後世に継承していくために、未指定・未登録有形文化財（建造物）の調査及び価値評価を行い、文化財の保存・活用の参考となる資料を作成するものである。</p> <p>本業務は、文化財に関する専門的知識のほか、価値評価のための建築関連資料等の収集、他の指定・登録文化財との比較検討等を整理することが求められることから、幅広いネットワークや、これらの調査研究に係る十分な経験が必要である。</p> <p>さらに、本業務内容は、札幌市が実施した平成27年度及び28年度の「歴史的資産活用推進に係る調査検討業務」、29年度の「（仮称）札幌市歴史的資産保存活用推進方針作成に係る基礎調査業務」や、昨年度実施した「令和4年度札幌市指定有形文化財等候補物件選考調査業務」の結果を踏まえて、未指定等文化財を調査により現況等を把握し、今後の活用の参考資料を作成するものであるため、これらの検討経緯や調査手法等について熟知していることが求められる。</p> <p>当該選定事業者は、設立目的を「北海道内の学術研究者・専門家の能力をネットワーク化し、歴史的地域資産データの一元化、歴史的地域資産の調査・研究・評価、改修修復工事への助言や専門的判断、歴史的地域資産の施設管理運営など、まちづくりや地域づくり、学術・文化の発展・振興に寄与すること」としており、当該業務を専門的に取り扱っているだけでなく、前述の各調査業務の受託実績もあり、業務実績も豊富な団体である。</p> <p>これらのことから、本業務を円滑に遂行できるのは、文化財に関する専門的な知識を有し、かつ関連する調査研究等の実績が豊富である当該選定事業者のみであり、契約の性質又は目的は競争入札に適さないものと認め、当該業者を選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年9月21日